

緊急医師確保対策について（平成19年5月31日 政府・与党）

1. 医師不足地域に対する国レベルの緊急臨時的医師派遣システムの構築

医師不足地域に対し、都道府県からの求めに応じ、国レベルで緊急臨時的な医師の派遣を行う体制を整備する。上記の実施に伴い、規制緩和等の所要の措置を講じる。

2. 病院勤務医の過重労働を解消するための勤務環境の整備等

病院勤務医の過重な労働を解消するため、交代勤務制など医師の働きやすい勤務環境の整備、医師、看護師等の業務分担の見直し、助産師や医療補助者等の活用を図る。また、特に勤務が過重で、深刻な医師不足の現状にある地域医療を支える病院への支援を充実する。さらに、一次救急を含めて地域医療を担う総合医の在り方について検討する。

3. 女性医師等の働きやすい職場環境の整備

出産や育児による医師等の離職を防止し、復職を促すため、院内保育所の整備など女性の働きやすい職場環境の整備を図るとともに、女性医師の復職のための研修等を実施する病院等への支援や女性医師バンクの体制を充実する。

4. 研修医の都市への集中の是正のための臨床研修病院の定員の見直し等

大学病院を含む医師臨床研修病院の臨床研修制度の在り方や定員の見直し等を行うことにより、都市部の病院への研修医の集中の是正に取り組む。また、臨床研修後の専門医に向けた研修の在り方についても、地域医療への従事や医師派遣の仕組みと関連付けて検討する。

5. 医療リスクに対する支援体制の整備

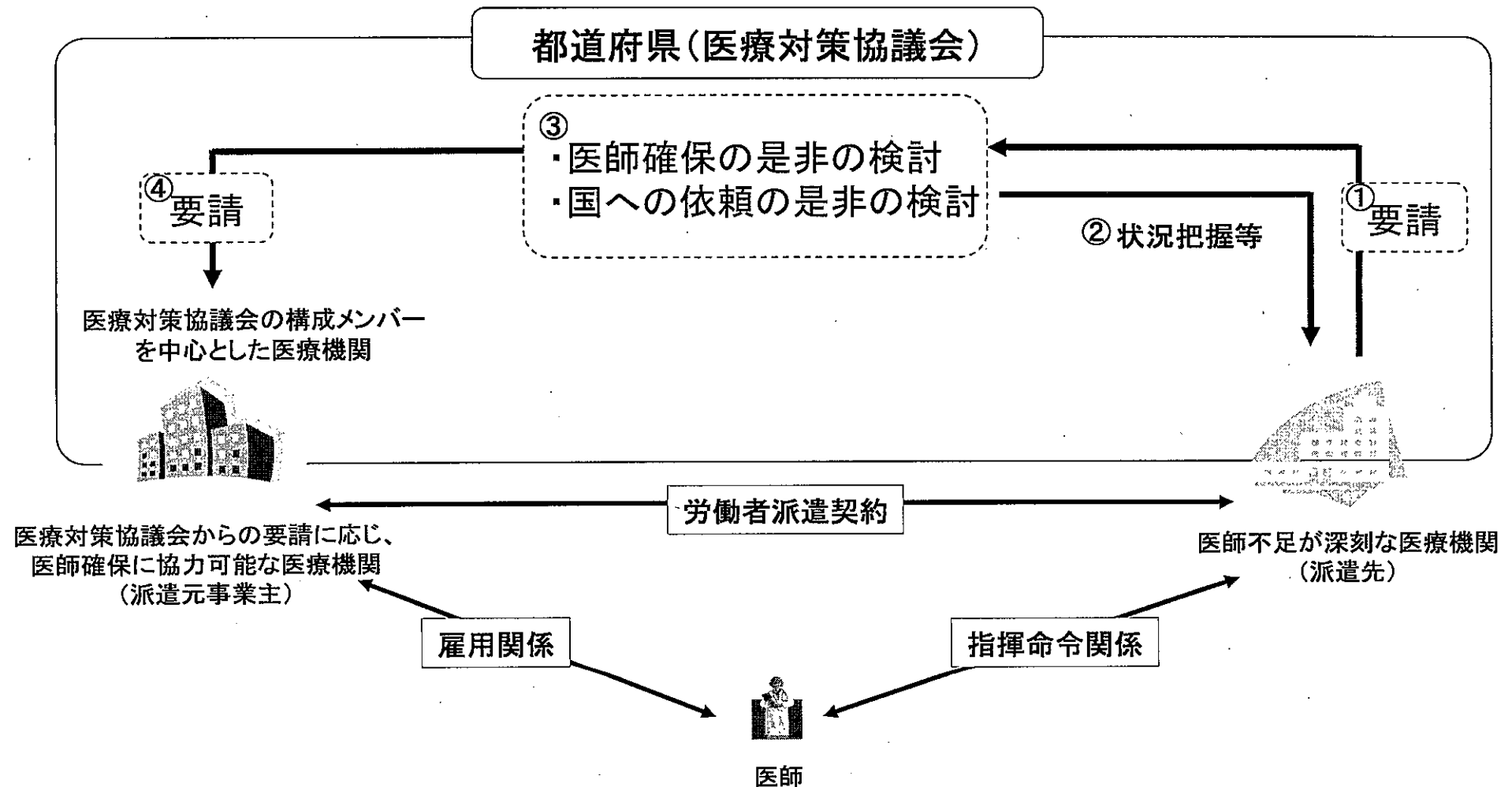
産科補償制度の早期実現や、診療行為に係る死因究明制度（医療事故調査会）の構築など、医療リスクに対する支援体制を整備する。

6. 医師不足地域や診療科で勤務する医師の養成の推進

地域や特定の診療科で医師が不足している現状に対応し、奨学金を活用して都道府県が定める地域や診療科に確実に医師が配置できるための医師養成数の緊急臨時的な増加を行う。さらに、地域の医療に従事する医師数の増加を図るため、医学部における地域枠の拡充を図るとともに、医師養成総数が少ない県においては、医師の養成数を増加させる。また、臨床医を養成する医育機関の在り方についても検討する。

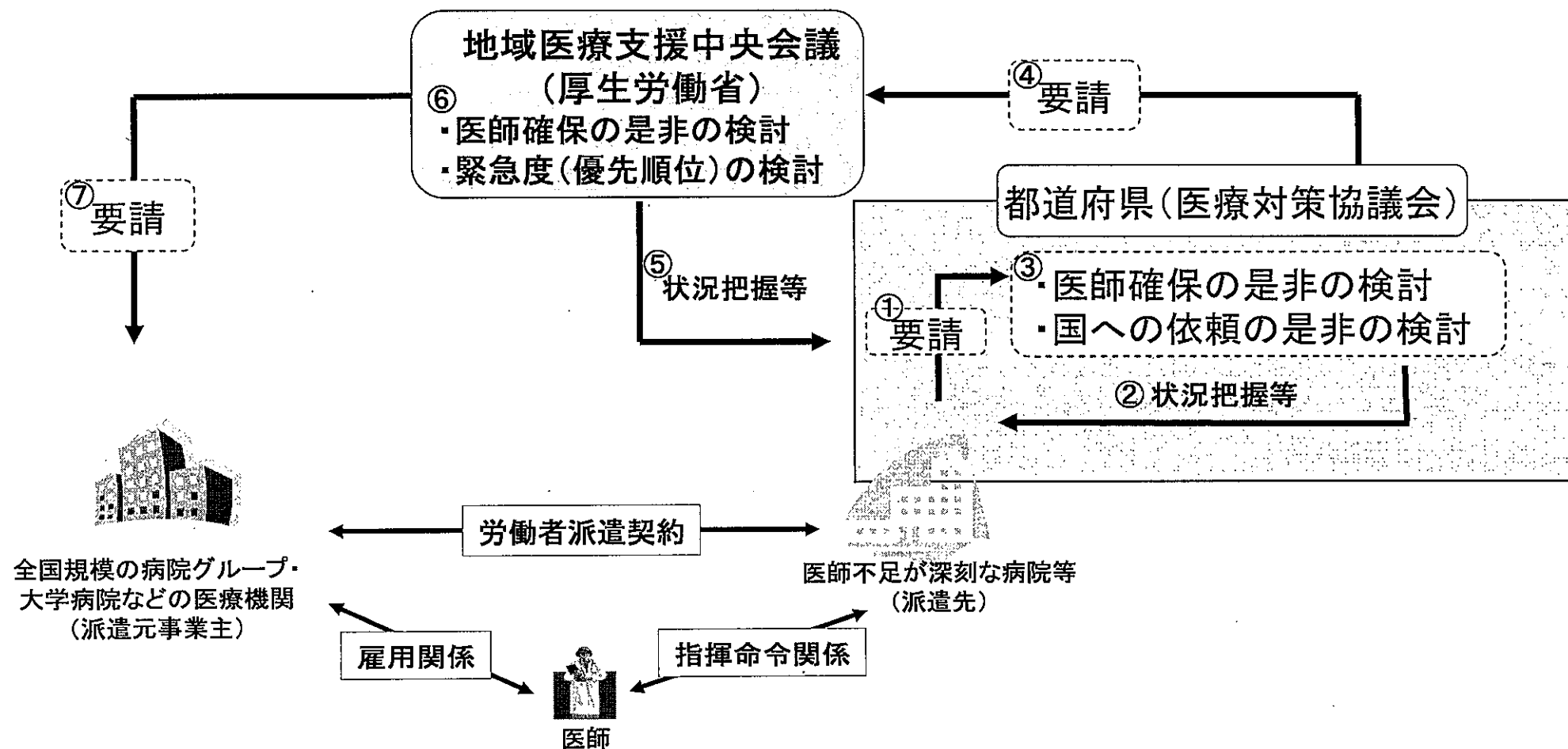
医療対策協議会の調整(都道府県レベル)を介した医師派遣

医師不足の深刻な医療機関からの要請に応じ、各都道府県における医療対策協議会が、医師確保に協力可能な医療機関に対して、医師派遣を要請



地域医療支援中央会議の調整(国レベル)を介した緊急臨時的医師派遣

都道府県(医療対策協議会)からの要請に応じ、地域医療支援中央会議(厚生労働省)が医師不足の深刻な医療機関に対して、医師を派遣してもらうように、全国規模の病院グループ・大学病院などの医療機関に要請



地域医療確保のための都道府県による「医療対策協議会」（医療法）

- 地域において必要とされる医療の確保に関する事項に関し必要な施策を定めるため、都道府県が中心となって地域の医療関係者と協議を行う場。
- 実体上都道府県に設置されていた協議会を法定化。平成19年4月1日施行。

構 成

- ・ 特定機能病院、地域医療支援病院、公的医療機関等の病院関係者
- ・ 診療に関する学識経験者の団体
- ・ 医療従事者養成関係機関（大学等）など

医療法において規定

- ・ 独立行政法人国立病院機構
- ・ 地域の医療関係団体
- ・ 関係市町村
- ・ 地域住民を代表する団体 など

医療法施行規則において規定

果たすべき機能

- どの地域にどれだけの医師がいるか、どの地域にどれだけの医療に対するニーズがあるかについて、現状分析。
- 地域の医療に対するニーズの把握と、ニーズに応じた短期及び中・長期的な効率的な医療提供体制のあり方についてのコンセンサスの形成。
- 上記の医療提供体制に応じた医師の配置。これを実現するため、医師の多い医療機関と医師の少ない医療機関との間で、都道府県が主体となって必要な医師を確保するための調整を実施。
- へき地等に医師を送り出す仕組みの検討。

地域医療支援中央会議について

1 趣 旨

平成18年8月31日に「地域医療に関する関係省庁連絡会議」(厚生労働省、総務省、文部科学省)によりとりまとめられた「新医師確保総合対策」において、地域医療を広域的に支援するために全国的な病院ネットワークを有する公的医療機関の代表等からなる「地域医療支援中央会議」を開催することとされている。

既に、都道府県においては、地域における医師確保対策に取り組んでいるところであるが、国においては、地域医療の確保に関する好事例の紹介や改善方策の提示などにより広域的な視点で都道府県の取組を支援する仕組みとして、地域医療支援中央会議を開催するものである。

2 検討内容

- ・ 関係団体等により実施されている好事例の収集・調査・紹介等改善方策に関すること
- ・ 医師確保等を含め地域医療の確保に関する助言・指導に関すること
- ・ 関係医療機関に対する協力要請に関すること
- ・ 専門家(地域医療アドバイザー等)の派遣に関すること
- ・ 緊急避難的医師派遣に関すること

3 幹事会

中央会議の「幹事会」を開き、具体的な対策を検討する。

4 会議の位置づけ

医政局長による会議

5 会議の構成員

別紙の通り

6 開催回数

3月に1回程度のペースで開催予定

7 事務局

医政局指導課にて行うものとする。

地域医療支援中央会議 構成員

(氏 名)	(役 職)
内 田 健 夫	社団法人日本医師会常任理事
大 橋 俊 夫	全国医学部長病院長会議会長
梶 井 英 治	学校法人自治医科大学 卒後指導委員長(兼)地域医療学センター教授
小 山 田 恵	社団法人全国自治体病院協議会会長
近 藤 俊 之	千葉県病院局長(病院事業管理者)
武 田 弘 道	全国厚生農業協同組合連合会経営管理委員会会長
◎久 道 茂	宮城県対がん協会会長
松 原 了	社会福祉法人恩賜財団済生会常任理事
矢 崎 義 雄	独立行政法人国立病院機構理事長
山 田 史	日本赤十字社事業局長
◎ 座長	

平成19年4月現在

(五十音順、敬称略)

○ 医師派遣における派遣元について

今回の措置は、都道府県や医療対策協議会が地域医療の確保を図るために必要であると認めることにより医師派遣を行うものであることから、派遣元については、地域医療に従事可能な人材を抱える地域の有力な医療機関であることが前提となる。したがって、実際に、病院又は診療所を開設する者が派遣元として医師を派遣し、地域医療が適切に確保されるようにすることを医療法施行規則において規定する。

○ 医師派遣における派遣先について

今回の措置によって認められた派遣先である医療機関が、医療対策協議会における協議を経ずに、独自に派遣労働者として医師を確保することは適正な医療の確保という観点から適切ではなく、そのような事態が生じないように、医師を診療に従事させるに当たっては個別に医療対策協議会の協議を経ることを医療法施行規則において規定する。